

補助金調書

補助金名	未来へつなげる環境活動支援事業補助金			担当課 (連絡先)	環境局環境政策部環境政策課 (TEL092-733-5381)
交付先	団体	市民団体、NPO法人又は市長が特に認める団体		区分	その他の補助金
交付先決定方法	公募	(公募の場合) 公募時期	①②環境活動支援コースA・B 4月1日～4月30日 ③環境イベント支援コース 4月1日～翌年1月29日		
(公募の場合) 応募要件	【団体要件】 ①環境活動支援コースA 環境活動経験年数が3年以上かつ7人以上で構成された市民団体・NPO法人 ②環境活動支援コースB 3人以上で構成された市民団体・NPO法人 ③環境イベント支援コース 来場者見込みが15人以上の単発のイベント等を行いかつ3人以上で構成された市民団体・NPO法人 【対象事業】 地球温暖化対策、ごみ減量・3R(リデュース・リユース・リサイクル)、自然環境保護、環境美化、環境教育・SDGsの普及啓発等				
(非公募の場合) 非公募の理由					
補助開始年度	平成17	年度	経過年数	22	年度
補助金の目的及び補助対象事業	<目的> 市民団体等が自ら、発意・企画し、自主的に取り組む環境保全活動に対し補助金を交付することにより、福岡式循環型社会の構築をはじめとする環境の保全及び創造を推進すること。 <補助対象事業> 地球温暖化対策／ごみ減量・3R(リデュース・リユース・リサイクル)／自然環境保護／環境美化／環境教育・SDGsの普及啓発				
補助金の終期	令和10	年度	延長回数	3	回
終期を延長する理由	本補助事業の目的は、市民団体等が自ら発意・企画し、自主的に取り組む環境保全活動を支援し、環境の保全及び創造を推進することである。新たに環境活動に取り組む団体も増えてきているなか、補助団体を対象としたアンケートでは、現状設定している補助制度については概ね満足という結果だったが、依然として財政面や広報面に関する支援を求める声が多かったため、当補助事業を通して引き続き財政的支援や広報支援を行っていく必要がある。また、団体の環境活動を幅広く支援することにより、市民が行動を起こす機会を増やすことに結びつくと考え。				
交付対象経費及び補助金の算定方法等	定率	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 ①環境活動支援コースA: 補助対象経費の4分の3以内、上限50万円 ②環境活動支援コースB: 補助対象経費の4分の3以内、上限額20万円 ③環境イベント支援コース: 補助対象経費の5分の4以内、上限額: 10万円 ※一部対象事業のみ上限額12万円			
(間接補助の場合) 間接補助とする理由及び再交付先への配分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】				
交付状況等 【上段: 交付件数】 【下段: 決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度	
	件	12 件	15 件	14 件	
	2,626 千円	2,404 千円	2,987 千円	2,514 千円	
前年度補助事業の主な実施概要	「プラスチックごみ問題をテーマとした環境授業の実施」や「親子参加型の公園の清掃活動」など多数の事業を支援。詳細は環境局HPに掲載。 ●HPアドレス https://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/k-seisaku/hp/kyouiku-shien/tsunakan.html				
補助金交付による効果	市民団体やNPO法人等が自ら考え企画し、自主的に行う環境活動を支援することにより、多くの市民が行動を起こす機会を創出する。				

※1: 金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。